

# 平成20年8月末豪雨！ 猛威を振るい広田川堤防決壊



赤川・広田川合流地点の堤防が決壊し冠水した現場▲▼

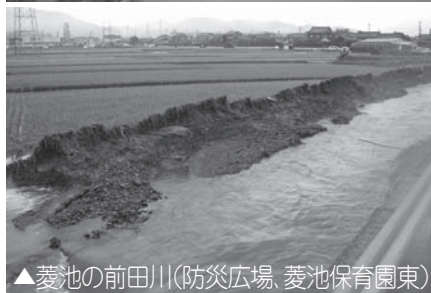
農地や道路などに甚大な被害  
床上・床下浸水など約120棟の家屋に被害  
降り始めからの総雨量は404ミリに



▲芦谷の仲田開渠



▲六栗の郷池北側



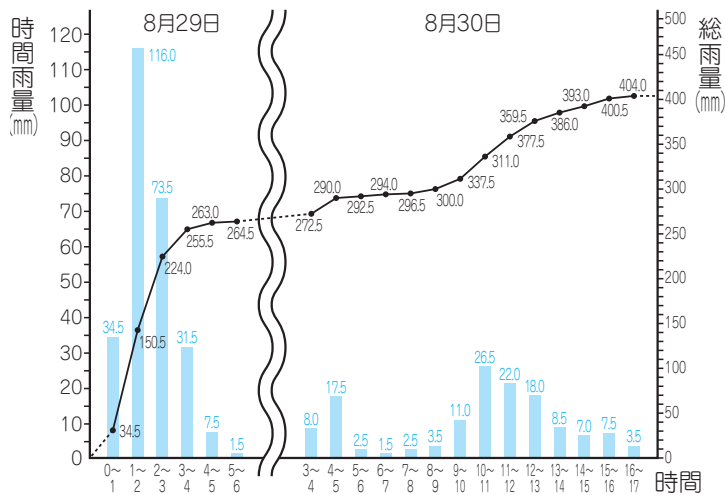
▲菱池の前田川(防災広場、菱池保育園東)

平成20年8月末豪雨  
災害対策本部からのお知らせ

平成20年8月末豪雨災害で被災された町民の皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。また、消防団員、各種団体をはじめ、一般住民の多くのかたのご協力をいただいたことに、厚くお礼申し上げます。

皆様ご存じのとおり、8月29日の午前0時6分に大雨洪水警報が発令され、町は「災害対策本部」を設置し、人命の安全を最優先に県と協力して対応しましたが、国・県道や町道が至る所で寸断されました。30日の午後11時までに、幸田町の観測史上最高の400ミリを超える豪雨が降り続けました。特に29日午前1時から2時までの1時間の降雨量が161ミリ（岡崎市は146ミリ）と尋常ではない豪雨となりました。

この豪雨の影響で、29日午前2時35分に赤川・広田川合流地点の左岸堤が約40メートル決壊し、約145ヘクタールの農地が冠水し、町内各地で土砂崩れや浸水などの被害が続出。そして、家屋の床上・床下浸水、農地の冠水など、平成20年8月末豪雨は甚大な被害をもたらしました。



総雨量と1時間あたりの雨量の経緯

町は引き続き、通勤・通学道路や生活道路の確保に努めながら全力で復旧に取り組みます。また、農地の被害状況の把握に努めています。が、本格的な復旧を行うまでには相当の時間を要します。

町民の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、詳しい経過や被害状況を9月8日現在でお知らせします。

- 災害状況の経緯など**
- 8月29日(金)
    - 0時6分 大雨洪水警報発令
    - 災害対策本部設置
    - 第1回災害対策本部会議
    - 役場全職員の出発
    - 1時20分 赤川・広田川合流地点決壊
    - 2時8分 高力住民自主避難
    - 2時35分 土砂災害警戒情報発令
    - 2時47分 内池地区に避難勧告
    - 3時9分 決壊した堤防の仮締切工事に着手
    - 7時00分 避難勧告解除
    - 10時30分 林防災担当大臣が災害現場を視察
  - 8月30日(土)
    - 2時30分 決壊した堤防の仮締切工事の水止め完了
    - 6時00分 決壊した堤防の仮締切工事を完了
    - 10時30分 赤川・広田川合流地点再決壊
    - 12時25分 土砂災害警戒情報発令
    - 13時00分 役場全職員の出発
    - 15時30分 愛知県副知事が災害現場を視察
    - 16時50分 新田・永野地区に避難勧告
    - 21時00分 再決壊した堤防の仮締切工事に着手
    - 21時20分 避難勧告解除
    - 22時00分 災害対策本部廃止
    - 8月31日(日)
      - 8時18分 再決壊した堤防の仮締切工事の水止め完了

主な被害状況 9月8日現在

区分		被害
床上浸水	住家	24棟
	非住家	31棟
床下浸水	住家	61棟
	非住家	3棟
公共建物		2棟
田冠水		210ヘクタール
畑冠水		2ヘクタール
道路損壊		72ヶ所
道路冠水		26ヶ所
河川破堤		1ヶ所
河川越水		4ヶ所
河川その他		29ヶ所
崖くずれ		1ヶ所
ブロック塀等		1ヶ所
災害対策本部	8月29日	午前0時6分設置
	8月30日	午後10時廃止
避難勧告・指示等の状況		4地区 605人対象
消防職員出動延べ人数		45人
消防団員出動延べ人数		77人
避難所数		3ヶ所
避難人数		40人
避難世帯数		25世帯



町内の主な冠水等の状況図



# 平成20年8月末豪雨で被災されたかたへの支援について

- この表は町が支援等をする（町が直接実施するものおよび国・県等の支援で町が関与するもの）概要を一覧表にしています。
- 支援等を申請する場合は、り災証明書や身分証明書等の提示又はその他の書類等が必要な場合がありますので、あらかじめ問合せ先にご確認ください。

No.	支援メニュー	対象者	減免等支援内容	問合せ先
1	り災証明の交付	浸水等により被害を受けた家屋の所有者	役場3階企画政策課にて発行 平日AM8:30~PM5:15 印鑑および本人確認ができる身分証明書が必要	企画政策課政策G 内線 341・342 (役場3階3番窓口)
2	り災証明の交付 (自家用車)	浸水等により被害を受けた自家用車の所有者	申請地一帯が浸水した旨を証明 役場3階企画政策課にて発行 平日AM8:30~PM5:15 印鑑および本人確認ができる身分証明書が必要	企画政策課政策G 内線 341・342 (役場3階3番窓口)
3	法人町民税の申告 納付期限の延長	被災により法人町民税の申告納付が期限内に行えない法人	申請により町長が必要と認めるときは、災害の止んだ日から2ヶ月以内で申告納付期限を延長	税務課町民税G 内線 161・162 (役場1階7番窓口)
4	徴収の猶予	り災証明書をお持ちのかた	被災により町税を一時的に納めることができない場合、申請により1年以内の期間に限り、納付時期を遅らせたり、税額を分割して納付することが可能	税務課収納G 内線 165・166 (役場1階8番窓口)
5	個人町民税の減免	災害により住宅または家財の損害を受けた町民税の納税者	床上浸水などによる住宅又は家財の損害の程度により、平成20年度分の個人町民税の納期未到来分について、1割から10割を減免	税務課町民税G 内線 161・162 (役場1階7番窓口)
6	固定資産税の減免	災害により損害を受けた固定資産税の納税者	床上浸水などによる固定資産の損害の程度により、平成20年度分の固定資産税の納期未到来分について、5割から10割を減免	税務課資産税G 内線 163・164 (役場1階8番窓口)
7	国民健康保険税の減免	災害により、被保険者の居住する住宅や家財に相当の損害を受けた世帯で、前年の所得額の合計が一定以下の世帯	損害の程度により2割から10割を減免	住民課国民年金G 内線 134~136 (役場1階2番窓口)
8	国民健康保険一部負担金の減免等	災害により家屋等に損害を受けたかたで、収入が一定基準以下のかた	損害の程度により、病院等で支払う一部負担金を免除・減額・徴収猶予	住民課国民年金G 内線 134~136 (役場1階2番窓口)
9	国民健康保険税の徴収猶予	災害により保険税を一時に納めることができないかた	申請により1年以内の期間に限り、収める時期を遅らせたり、保険税を分割して納付が可能	住民課国民年金G 内線 134~136 (役場1階2番窓口)
10	国民年金保険料の免除	財産価格の2分の1以上の損害を受けたかた	保険料の免除(全額~4分の1) ただし、将来の年金受給額に影響あり	住民課国民年金G 内線 134~136 (役場1階2番窓口)
11	後期高齢者医療保険料の減免	居住する住宅が床上浸水の被害を受けたかた	保険料の半額を12ヶ月以内減額	住民課医療G 内線 137~139 (役場1階3番窓口)
12	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	住宅、家財などに著しい損害を受けたかた	保険料を一時に納めることができない場合、申請により6ヶ月以内の期間に限り、収める時期を遅らせたり、保険料を分割して納付が可能	住民課医療G 内線 137~139 (役場1階3番窓口)
13	後期高齢者医療一部負担金の免除	持ち家が床上浸水の被害を受けたかたで被保険者の属する世帯の世帯主が町民税非課税の場合	病院の窓口で支払う一部負担金を6ヶ月以内免除	住民課医療G 内線 137~139 (役場1階3番窓口)
14	保育料の減免	居住する住居が床上浸水の被害を受けたかた	現行保育料の半額を6ヶ月間減免	児童課児童G 内線 141~143 (役場1階4番窓口)
15	児童クラブ手数料の減免	居住する住居が床上浸水の被害を受けたかた	現行児童クラブ手数料の半額を6ヶ月間減免	児童課児童G 内線 141~143 (役場1階4番窓口)
16	児童扶養手当の特別措置	住宅、家財などがその価格の概ね1/2以上の被害を受けたかた	所得制限の取扱いの特例あり	児童課児童G 内線 141~143 (役場1階4番窓口)
17	母子寡婦福祉資金の貸付	母子および寡婦で、家財の破損、住宅の半壊・全壊、土砂くずれなどにより住宅を補修されるかた	200万円を限度に貸付の特例あり 現在住宅資金の貸付を受けているかたで支払期限に償還困難な場合は支払猶予が可能	福祉課福祉G 内線 151~153 (役場1階5番窓口)
18	災害見舞金の支給	被災により1週間以上にわたり入院加療を必要とする負傷をしたとき	20,000円(1週間以上1ヶ月未満) 30,000円(1ヶ月以上3ヶ月未満) 40,000円(3ヶ月以上)	福祉課福祉G 内線 151~153 (役場1階5番窓口)
19	災害見舞金の支給	住宅または家財が全壊、全焼または滅失したとき 住宅の7割以上 家財の8割以上	15,000円(準世帯) 30,000円(普通世帯で1人の場合) 45,000円(普通世帯で2人以上5人未満のとき) 60,000円(普通世帯で5人以上のとき) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舍、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課福祉G 内線 151~153 (役場1階5番窓口)
20	災害見舞金の支給	住宅または家財が半壊、半焼する等著しく損傷したとき 住宅の2割以上7割未満 家財の5割以上8割未満	10,000円(準世帯) 15,000円(普通世帯で1人の場合) 25,000円(普通世帯で2人以上5人未満のとき) 30,000円(普通世帯で5人以上のとき) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舍、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課福祉G 内線 151~153 (役場1階5番窓口)

No.	支援メニュー	対象者	減免等支援内容	問合せ先
21	災害見舞金の支給	住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができないとき	5,000円(準世帯) 10,000円(普通世帯) ※「準世帯」とは、工場等の寄宿舍、寮等 ※「普通世帯」とは、準世帯以外の世帯	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
22	災害障害見舞金	災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったとき(症状が固定)	250万円(世帯の生計主) 125万円(その他)	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
23	災害援護資金の貸付け	災害により負傷で療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上であるとき (ただし、被害を受けた同一世帯に属するかたの所得の合計が右記所得制限に満たないかたに限る)	・所得制限(同一の世帯に属する者) 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円+30万円(1人) 世帯の住居が滅失 1,270万円 ・貸付限度額 損害の程度により150万円~350万円 ※償還期間は、10年 ※措置期間は、3年(措置期間中は無利子) ※措置期間経過後は、年3%の利率	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
24	障害者自立支援法による障害福祉サービス	サービスを利用されているかたで床上浸水の被害を受けたかた	被害の程度に応じて利用者負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
25	補装具費給付(障害福祉サービス)	補装具費の支給を受けているかたで床上浸水の被害を受けたかた	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
26	地域生活支援事業(障害福祉サービス)	サービスを利用されているかたで床上浸水の被害を受けたかた	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
27	日常生活用具費支給(障害福祉サービス)	日常生活用具費の支給を受けているかたで床上浸水の被害を受けたかた	被害の程度に応じて利用負担額を減免	福祉課福祉G 内線 151 ~ 153 (役場1階5番窓口)
28	介護保険料の減免	災害により、本人または同一世帯の生計中心者が所有し、かつ、居住の用に供する住宅、家財などに被害を受けたかた	被害の割合、所得金額により減免割合を決定	福祉課介護保険G 内線 154 ~ 156 (役場1階6番窓口)
29	家庭からの災害ごみの処理	被災されたかた(家庭)	申出等により個別対応	環境課ごみ対策G 内線 273・274 (役場2階15番窓口)
30	し尿収集手数料の補助	災害で、床上または床下浸水により便槽からし尿があふれ、手数料を支払われたかた	し尿収集手数料への補助	環境課ごみ対策G 内線 273・274 (役場2階15番窓口)
31	被災家屋等の感染症予防のための消毒	災害で、床上または床下浸水されたかたで、感染症が心配なかた	建物周りの消毒、直接散布が可能な床下の消毒	環境課環境保全G 内線 271・272 (役場2階14番窓口)
32	勤労者生活資金融資あっせん制度	被災した家屋等を復旧するため資金が必要となったかた	取扱金融機関 東海労働金庫 岡崎支店 融資金額 70万円以内 融資期間 48ヶ月以内 融資利率 2.79% 保証料利率 1.20%	産業振興課商工観光G 内線 263・264 (役場2階10番窓口)
33	商工業振興資金融資あっせん(災害復旧資金)	町内で事業を営んでいる法人または個人で被害を受けたかた	信用保証協会の保証を付けて、町内各金融機関から融資を受ける制度 限度額 5,000万円 資金使途 災害復旧に必要な設備資金、運転資金 融資期間 設備資金7年以内、運転資金5年以内 融資利率 当初3年1.60%以降1.70%	産業振興課商工観光G 内線 263・264 (役場2階10番窓口)
34	商工業振興資金等保証料補助	商工業振興資金(災害復旧資金)利用者で、町内に住所を有して事業を営む法人または個人であって、かつ、信用保証料を納めたかた	災害復旧資金に係る保証料の補助制度 融資金額に係る保証料全額の補助、ただし20万円を限度	産業振興課商工観光G 内線 263・264 (役場2階10番窓口)
35	農作物などへの被害補償	農業共済の加入者で一定の被害を受けたかた	水稲およびその他作物の被害で、一定割合を超えた分について補償	産業振興課農業振興G 内線 261・262 (役場2階11番窓口) 西三河農業共済組合 0566-77-3220
36	下水道料金の減免	床上または床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10㎡ 床下浸水の被害を受けた家屋 5㎡	下水道課管理G 内線 241・242 (役場2階9番窓口)
37	水道料金の減免	床上または床下浸水の被害を受けた家屋	床上浸水の被害を受けた家屋 10㎡ 床下浸水の被害を受けた家屋 5㎡	水道課業務G 内線 281・282 (役場2階16番窓口)
38	教科書の無償給与	被災により教科書を失い、または損傷して就学に支障のある町立小中学校の児童・生徒	損傷または滅失した教科書を無償給与	学校教育課学校教育G 内線 422 (役場4階3番窓口)
39	図書損害賠償の免除	貸出を受けた図書が被災により損傷または滅失したかた	損傷または滅失した図書の損害賠償を免除	町立図書館 63-0001

問合せ 企画政策課政策G(内線341)